

# 1 就労条件 年次有給休暇の取得率が48.7%に ——厚労省調査

厚生労働省は2月28日、平成28(2016)年の「就労条件総合調査」結果を発表した。それによると、2015年(または2014会計年度)1年間の年次有給休暇の付与日数は18.1日(前年18.4日)で、そのうち労働者が取得した日数は8.8日(同8.8日)となっており、取得率は48.7%となった。取得率は、前年(47.6%)よりも1.1%高い。

同調査は、民間企業における就労条件(労働時間制度、定年制、賃金制度等)の現状を明らかにするため、毎年1月に実施しているもの。調査は、16大産業に属する常用労働者30人以上の民営企業について、産業、企業規模別に一定の方法で抽出した6,310社を対象に実施し、4,520社(有効回答率71.6%)から得た有効回答を集計した。

## 労働時間制度

### 宿泊、飲食業の週所定労働時間が最長

調査によると、1日の所定労働時間は、1企業平均7時間45分(前年7時間45分)、労働者1人平均7時間45分(同7時間45分)となっている。

一方、週所定労働時間は、1企業平均39時間26分(同39時間26分)、労働者1人平均39時間04分(同39時間03分)となっている。週所定労働時間の1企業平均を企業規模別に見ると、1,000人以上が38時間58分(同38時間58分)、300~999人が39時間04分(同39時間02分)、100~299人が39時間18分(同39時間20分)、30~99人が39時間32分(同39時間30分)となり、規模が小さくなるほど、週所定労働時間は長くなる。

産業別に見ると、金融業、保険業が38時間02分(同38時間00分)で最も短く、宿泊業、飲食サービス業が40時間06分(同40時間17分)で最も長い。

主な週休制の形態を見ると、「週休1日制又は週休1日半制」の企業割合が5.6%(前年6.8%)、「何らかの週休2日制」は88.6%(同85.2%)などとなっている。「何らかの週休2日制」の内訳を見ると、「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」は39.6%(同34.5%)、「完全週休2日制」は49.0%(同50.7%)となっている。

「完全週休2日制」を企業規模別に見ると、1,000人以上が69.1%(同69.3%)、300~999人が60.0%(同59.5%)、100~299人が49.6%(同54.1%)、30~99人が47.2%(同48.3%)となっている。産業別に見ると、金融業、保険業が90.7%(同91.2%)で最も高く、運輸業、郵便業が25.1%(同29.6%)で最も低い。

一方、週休制の形態別適用労働者割合を見ると、「何らかの週休2日制」が適用されている労働者割合は88.2%(前年85.2%)となっている。「完全週休2日制」が適用されている労働者割合は59.8%(同61.1%)だ。

### 年次有給休暇の取得日数は8.8日

2015年(または2014会計年度)1年間に企業が付与した年次有給休暇日数(繰越日数を除く)は労働者1人平均18.1日(前年18.4日)、そのうち労働者が取得した日数は8.8日(同8.8日)で、取得率は48.7%(同47.6%)となっている。取得率は前年に比べ1.1%高い。

取得率を企業規模別に見ると、1,000人以上が54.7%(同52.2%)、300~999人が47.1%(同47.1%)、100~299人が44.8%(同44.9%)、30~99人が43.7%(同43.2%)となり、規模が大きくなるほど、取得率は高くなる。

### 6割の企業で変形労働時間制を採用

変形労働時間制を採用している企業割合は60.5%(前年52.8%)となっている。企業規模別に見ると、1,000人以上が70.7%(同63.9%)、300~999人が67.2%(同64.3%)、100~299人が64.0%(同60.3%)、30~99人が58.5%(同49.1%)となっている。産業別に見ると、鉱業、採石業、砂利採取業が79.9%(同83.2%)で最も高く、金融業、保険業が26.9%(同25.8%)で最も低い。

変形労働時間制の種類別(複数回答)に見ると、「1年単位の変形労働時間制」が34.7%(同30.6%)、「1カ月単位の変形労働時間制」が23.9%(同20.3%)、「フレックスタイム制」が4.6%(同4.3%)となっている。

一方、変形労働時間制の適用を受ける労働者割合は52.3%(前年46.5%)となっている。変形労働時間制の種類別に見ると、「1年単位の変形労働時間制」は21.5%(同20.2%)、「1カ月単位の変形労働時間制」は23.0%(同19.7%)、「フレックスタイム制」は7.8%(同6.7%)だった。

### みなし労働時間制の採用企業は11.7%

みなし労働時間制を採用している企

業割合は11.7%（前年13.0%）だった。これをみなし労働時間制の種類別（複数回答）に見ると、「事業場外みなし労働時間制」が10.0%（同11.3%）、「専門業務型裁量労働制」が2.1%（同2.3%）、「企画業務型裁量労働制」が0.9%（同0.6%）となっている。

一方、みなし労働時間制の適用を受ける労働者割合は8.1%（前年8.4%）となっており、これをみなし労働時間制の種類別に見ると、「事業場外みなし労働時間制」が6.4%（同7.0%）、「専門業務型裁量労働制」が1.4%（同1.1%）、「企画業務型裁量労働制」が0.3%（同0.2%）となっている。

### 定年制

#### 「65歳以上」を定年年齢とする企業が16.1%

定年制を定めている企業割合は95.4%（前年92.6%）となっている。定年制の定め方別に定年制を定めている企業に占める割合を見ると、「一律に定めている」が98.2%（同98.1%）、「職種別に定めている」が1.6%（同1.7%）だった。

一律定年制を定めている企業について、「65歳以上」を定年年齢とする企業割合は16.1%（前年16.9%）となっている。

「65歳以上」の割合を企業規模別に見ると、1,000人以上が6.7%（同6.0%）、300～999人が9.1%（同7.5%）、100～299人が11.6%（同10.6%）、30～99人が18.5%（同20.2%）となっている。産業別に見ると、サービス業（他に分類されないもの）が27.1%（同28.5%）で最も高く、複合サービス事業が1.0%（同0.9%）で最も低くなっている。

一律定年制を定めている企業のうち、「勤務延長制度」もしくは「再雇用制

度」または両方の制度がある企業割合は94.1%（前年92.9%）となっている。企業規模別に見ると、1,000人以上が97.4%（同97.3%）、300～999人が97.2%（同97.7%）、100～299人が97.0%（同96.2%）、30～99人が92.9%（同91.2%）となっている。産業別に見ると、鉱業、採石業、砂利採取業が100.0%（同100.0%）で最も高く、宿泊業、飲食サービス業が87.2%（同82.4%）で最も低い。

制度別に見ると、「勤務延長制度のみ」の企業割合は10.7%（同11.0%）、「再雇用制度のみ」の企業割合は70.5%（同71.9%）、「両制度併用」の企業割合は12.9%（同10.0%）となっている。

一律定年制を定めている企業のうち、「勤務延長制度」または「再雇用制度」がある企業（両制度併用を含む）のなかで、最高雇用年齢を定めている企業割合は、勤務延長制度がある企業で56.9%（前年51.5%）、再雇用制度がある企業で81.9%（同83.8%）だった。

最高雇用年齢を定めている企業における最高雇用年齢を見ると、「66歳以上」を最高雇用年齢とする企業割合は、勤務延長制度がある企業で19.4%（同21.7%）、再雇用制度がある企業で9.9%（同9.2%）となっている。

### 賃金制度

#### 月60時間超の時間外割増賃金率を設定している企業は27.4%

時間外労働の割増賃金率を「一律に定めている」企業割合は83.1%（前年80.3%）となっている。そのうち、時間外労働の割増賃金率を「25%」とする企業割合は93.3%（同93.8%）、「26%以上」とする企業割合は6.1%（同6.1%）となっている。

時間外労働の割増賃金率を「26%

以上」とする企業割合を企業規模別に見ると、1,000人以上が22.6%（同23.3%）、300～999人が13.5%（同13.2%）、100～299人が7.3%（同8.0%）、30～99人が4.5%（同4.3%）となっている。

改正労働基準法により、2010年4月から、1カ月60時間超の割増賃金率は50%以上（中小企業は適用猶予）に引き上げられている。調査によれば、時間外労働の割増賃金率を定めている企業のうち、1カ月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合は27.4%（前年25.7%）だ。そのうち、時間外労働の割増賃金率を「25～49%」とする企業割合は45.4%（同46.1%）、「50%以上」とする企業割合は53.4%（同53.2%）となっている。

1カ月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業のうち、割増賃金の支払いに代えて有給の休暇を付与する代替休暇制度がある企業割合は20.7%（同20.6%）、代替休暇制度がない企業割合は79.3%（同79.4%）となっている。

法定割増賃金率の引上げ関係の猶予対象となる中小企業該当区分別に見ると、時間外労働の割増賃金率を定めている企業のうち、1カ月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合は中小企業で23.6%（同22.2%）、中小企業以外で48.7%（同42.5%）となっている。そのうち、時間外労働の割増賃金率を「25～49%」とする企業割合は中小企業で58.8%（同59.3%）、中小企業以外で9.0%（同13.7%）であり、「50%以上」とする企業割合は中小企業で39.6%（同40.0%）、中小企業以外で90.6%（同85.9%）となっている。

（調査部）